

四半期報告書

(第7期第1四半期)

自 平成26年1月1日

至 平成26年3月31日

ラクオリア創薬株式会社

愛知県知多郡武豊町字5号地2番地

(E25269)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	8

2 役員の状況

	8
--	---

第4 経理の状況

	9
--	---

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 四半期連結損益計算書 第1四半期連結累計期間	11
四半期連結包括利益計算書 第1四半期連結累計期間	12
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	13

2 その他

	16
--	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

	16
--	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月14日
【四半期会計期間】	第7期第1四半期（自平成26年1月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	ラクオリア創薬株式会社
【英訳名】	RaQualia Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 谷 直樹
【本店の所在の場所】	愛知県知多郡武豊町字5号地2番地 (注)平成26年6月1日から本店は下記に移転する予定であります。 本店の所在の場所 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【電話番号】	0569-84-0700 (代表) (注)平成26年6月1日から代表番号は下記に変更となる予定であります。 電話番号 052-446-6100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 武内 博文
【最寄りの連絡場所】	愛知県知多郡武豊町字5号地2番地
【電話番号】	0569-84-0700 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 武内 博文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第1四半期連結 累計期間	第7期 第1四半期連結 累計期間	第6期
会計期間	自平成25年1月1日 至平成25年3月31日	自平成26年1月1日 至平成26年3月31日	自平成25年1月1日 至平成25年12月31日
事業収益 (千円)	30,912	23,062	228,044
経常損失(△) (千円)	△556,507	△553,290	△1,819,699
四半期純利益又は四半期(当期)純 損失(△) (千円)	△558,825	982,685	△1,108,270
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△531,843	△161,192	126,389
純資産額 (千円)	4,778,573	5,584,940	5,746,081
総資産額 (千円)	4,995,013	6,474,600	6,648,177
1株当たり四半期純利益金額又は1 株当たり四半期(当期)純損失金額 (△) (円)	△42.12	72.48	△82.70
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	71.66	—
自己資本比率 (%)	95.7	85.7	85.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△604,904	△595,174	△2,179,215
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△52,522	1,840,142	951,847
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	309,275
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高 (千円)	4,235,321	5,244,707	4,035,228

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 第6期第1四半期連結累計期間及び第6期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約及び契約期間満了により終了した契約は、次のとおりであります。

(1) 新たに締結した重要な契約

契約書名	産学協同研究部門設置契約
契約先	国立大学法人 名古屋大学
契約締結日	平成26年2月18日
契約期間	平成26年4月1日から3年間
主な契約内容	① 当社は、名古屋大学 環境医学研究所内（愛知県名古屋市千種区不老町）に産学協同研究部門（部門名：薬効解析部門）を設置する。 ② 産学協同研究部門の設置に伴い、国立大学法人 名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。 ③ 当社は、国立大学法人 名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。

(2) 契約期間満了により終了した契約

契約書名	共同研究契約書
契約先	旭化成ファーマ株式会社
契約締結日	平成25年11月19日
契約期間	契約締結日から平成26年3月31日まで
主な契約内容	① 当社は、旭化成ファーマ株式会社と特定のイオンチャネルに対する活性を持つ化合物の探索に関する共同研究を実施する。 ② 当社は、上記①の開始時の対価として本契約の締結に伴う契約一時金を、また共同研究の結果化合物が創出された場合に成功報酬を受領する。 ③ 共同研究の結果化合物が創出された場合、旭化成ファーマ株式会社と当該化合物に関する更なる共同研究実施のための契約を締結する。

(注) 契約期間満了に伴い、当初の目的を達成し終了しておりますが、今後同社との間で、関連する新たな共同研究を開始する予定であります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要や建設投資の持ち直しが続いたことから、非製造業を中心に全業種で業績が堅調に推移したものの、増税後の経済情勢に対する見通しは厳しく、経済情勢の先行きは不透明となっております。

製薬業界におきましては、政府による後発医薬品使用促進策等の医療費抑制策の進展に加え、市場のグローバル化や異業種からの参入、企業間競争の激化等、引き続き厳しい経営環境のもとに推移しております。

このような環境下において、当社グループは医薬品開発化合物の継続的な創出、研究開発ポートフォリオの拡充及びそれら開発化合物の導出を目指し、研究開発活動及び営業活動に積極的に取り組んでまいりました。

事業面では、当社が創出した化合物が米国で相次ぎ特許査定を受けグローバルなライセンス契約活動に弾みがついたほか、国内においては旭化成ファーマ株式会社との創薬研究に関する共同研究が順調に推移しマイルストーン収入を受けることができました。また2月には、国立大学法人名古屋大学との間で、産学協同研究部門「薬効解析部門」設置に関する契約を締結し、4月以後の同部門の本格的な稼働に向けて、準備を進めました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、事業収益23百万円（前年同四半期比25.4%減）、営業損失523百万円（前年同四半期は536百万円）、経常損失553百万円（前年同四半期は556百万円）、四半期純利益982百万円（前年同四半期は四半期純損失558百万円）となりました。なお、事業費用の総額は546百万円（前年同四半期比3.7%減）であり、そのうち研究開発費は321百万円（前年同四半期比10.7%減）、その他の販売費及び一般管理費は222百万円（前年同四半期比7.4%増）となりました。また、当第1四半期連結累計期間におきましては、投資有価証券売却益1,542百万円を計上しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,209百万円増加し、5,244百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、595百万円（前年同四半期は604百万円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益988百万円を計上したものの、投資有価証券売却益1,542百万円を計上していることによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、1,840百万円（前年同四半期は52百万円の使用）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入1,853百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増減はありません（前年同四半期も同様）。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、321百万円であります。また、当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の状況は、次のとおりであります。

(探索段階)

炎症性疼痛及び神経因性疼痛を主たる適応症としたナトリウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、複数の開発候補化合物の特性評価を継続して実施しました。

癌に伴う食欲不振を主たる適応症としたグレリン受容体作動薬のプロジェクトでは、新規開発化合物の創出を目指した探索研究を進め、リード化合物を見出しました。

神経因性疼痛を主たる適応症としたTRPM8遮断薬のプロジェクトでは、新規化合物の評価を継続して実施し、リード化合物を見出しました。

なお、製薬企業等との共同研究については以下のとおり実施しており、それぞれ順調に推移しております。

会社名	開始月	内容
Eli Lilly and Company (米国)	平成22年12月	疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究
味の素製薬株式会社	平成24年10月	消化器領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究
インタープロテイン株式会社	平成25年2月	疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究
カルナバイオサイエンス株式会社	平成25年3月	特定のキナーゼを標的とした創薬研究

また、以下の共同研究については、当初の目的を達成し終了すると共に、今後同社との間で新たな共同研究を開始することになりました。

会社名	開始月	内容
旭化成ファーマ株式会社	平成25年11月	特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究

(前臨床開発段階)

① 5-HT_{2B}拮抗薬 (RQ-00310941)

下痢型過敏性腸症候群 (IBS) を適応症として開発中の本化合物については、当第1四半期において、in vivo薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験 (GLP基準)、安全性薬理試験 (GLP基準) を実施し、報告書の作成を完了した試験の報告書の作成を進めました。

② モチリン受容体作動薬 (RQ-00201894)

消化管運動障害を適応症として開発中の本化合物については、当第1四半期において、in vivo薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験 (GLP基準)、安全性薬理試験 (GLP基準) を実施し、報告書の作成を進めました。また、一部の継続中の薬物動態試験については、引き続き試験を実施しております。

(臨床開発段階)

① 5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000010)

機能的胃腸障害 (FGID) を適応症として開発中の本化合物については、当第1四半期においては、次のステップとして患者における本開発化合物の効果を確認する試験実施のために、既に行った複数の国内外医師へのインタビューを通じて、その可能性、適切な適応症等について検討を継続しております。また、今後実施する可能性のある共同研究の実施についてその準備を進めました。

② EP₄拮抗薬 (RQ-00000007及びRQ-00000008)

慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー及び癌等への適応の可能性があると考えられる本化合物については、これらの適応症に係る動物モデルや抗癌作用の評価技術等を持つ研究機関との共同研究を行いました。

③ アシッドポンプ拮抗薬 (RQ-00000004)

胃食道逆流症 (GERD) を適応症として米国及び韓国で開発中の本開発化合物については、日本での臨床開発を進めるべく、本第1四半期において日本国内での第I相臨床試験の準備を行いました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	37,068,800
計	37,068,800

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成26年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成26年5月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,557,200	13,557,200	東京証券取引所 J A S D A Q （グロース）	単元株式数100株
計	13,557,200	13,557,200	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成26年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回新株予約権（平成26年3月14日取締役会決議）

決議年月日	平成26年3月14日
新株予約権の数（個）	39,000（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	39,000（注）2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	596（注）4
新株予約権の行使期間	自平成28年3月15日 至 平成36年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1. 取締役会により発行を決議した新株予約権の数は39,000個であり、平成26年3月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権39,000個の付与を決議しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。

3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。

(1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

(2) 上記 (1) の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記 (2) 又は下記 (4) による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記 (2) に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。) の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権の場合は割当日) 以降又は (無償割当ての場合は) 効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記 (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
- ① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記 (1) 又は (4) により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (2) 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
 - (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
- 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成36年3月14日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記6に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成26年1月1日～ 平成26年3月31日	—	13,557,200	—	8,627,912	—	3,911,912

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 13,555,800	135,558	—
単元未満株式	普通株式 1,400	—	—
発行済株式総数	13,557,200	—	—
総株主の議決権	—	135,558	—

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,035,228	5,244,707
売掛金	59,700	20,545
仕掛品	647	—
原材料及び貯蔵品	46,544	38,082
その他	221,562	317,284
流動資産合計	4,363,684	5,620,620
固定資産		
有形固定資産	7,160	33,511
無形固定資産	11,788	13,643
投資その他の資産		
投資有価証券	2,220,670	749,598
その他	44,873	57,226
投資その他の資産合計	2,265,544	806,825
固定資産合計	2,284,493	853,980
資産合計	6,648,177	6,474,600
負債の部		
流動負債		
未払金	141,653	745,210
未払法人税等	17,312	7,492
その他	73,805	78,113
流動負債合計	232,771	830,815
固定負債		
繰延税金負債	669,325	58,844
固定負債合計	669,325	58,844
負債合計	902,096	889,659
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,627,912	8,627,912
資本剰余金	3,911,912	3,911,912
利益剰余金	△8,073,758	△7,091,073
株主資本合計	4,466,066	5,448,751
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,246,865	102,987
その他の包括利益累計額合計	1,246,865	102,987
新株予約権	33,150	33,201
純資産合計	5,746,081	5,584,940
負債純資産合計	6,648,177	6,474,600

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
事業収益	30,912	23,062
事業費用		
事業原価	—	2,552
研究開発費	360,276	321,492
その他の販売費及び一般管理費	206,826	222,248
事業費用合計	567,103	546,292
営業損失(△)	△536,190	△523,230
営業外収益		
受取利息	532	294
受取家賃	1,184	1,184
固定資産売却益	1,418	—
その他	1,121	644
営業外収益合計	4,257	2,123
営業外費用		
為替差損	1,671	32,184
投資損失引当金繰入額	22,298	—
その他	605	—
営業外費用合計	24,574	32,184
経常損失(△)	△556,507	△553,290
特別利益		
投資有価証券売却益	—	1,542,184
特別利益合計	—	1,542,184
特別損失		
特別退職金	1,340	—
特別損失合計	1,340	—
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△557,848	988,894
法人税等	977	6,208
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△558,825	982,685
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△558,825	982,685

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△558,825	982,685
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	26,982	△1,143,877
その他の包括利益合計	26,982	△1,143,877
四半期包括利益	△531,843	△161,192
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△531,843	△161,192

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△557,848	988,894
減価償却費	8,920	1,731
投資損失引当金の増減額(△は減少)	22,298	—
受取利息	△532	△294
受取家賃	△1,184	△1,184
固定資産売却損益(△は益)	△1,418	—
為替差損益(△は益)	△2,758	28,397
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△1,542,184
特別退職金	1,340	—
売上債権の増減額(△は増加)	2,560	39,154
たな卸資産の増減額(△は増加)	△4,548	9,109
未払金の増減額(△は減少)	865	△16,533
その他	△66,104	△95,081
小計	△598,410	△587,991
利息及び配当金の受取額	406	274
特別退職金の支払額	△4,000	—
法人税等の支払額	△3,840	△9,286
その他	940	1,829
営業活動によるキャッシュ・フロー	△604,904	△595,174
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△50,000	—
投資有価証券の売却による収入	—	1,853,247
有形固定資産の取得による支出	△670	△430
有形固定資産の売却による収入	3,736	—
無形固定資産の取得による支出	△5,588	—
差入保証金の差入による支出	—	△12,675
投資活動によるキャッシュ・フロー	△52,522	1,840,142
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,758	△35,489
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△654,668	1,209,478
現金及び現金同等物の期首残高	4,889,989	4,035,228
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 4,235,321	※ 5,244,707

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	4,285,321千円	5,244,707千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△50,000	—
現金及び現金同等物	4,235,321	5,244,707

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

当社グループは、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業内容を行っており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)

当社グループは、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業内容を行っており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△42円12銭	72円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (千円)	△558,825	982,685
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(千円)	△558,825	982,685
普通株式の期中平均株式数(株)	13,267,200	13,557,200
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	71円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	155,777
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	——	平成26年3月14日の取締役会決議に基づく第9回新株予約権 新株予約権の個数 39,000個 新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 39,000株 なお、この概要は「第3 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社連結子会社の株式会社AskAtは、平成26年4月21日の取締役決定に基づき、平成26年4月28日に第2回普通社債を発行し、払込が完了しております。その概要は、以下のとおりであります。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 社債の名称 | 株式会社AskAt第2回普通社債 |
| (2) 発行総額(払込金額) | 1億1,000万円 |
| (3) 発行価格 | 額面100円につき金100円 |
| (4) 利率 | 年15% |
| (5) 償還期日 | 平成27年4月28日 |
| (6) 償還方法 | 満期一括償還 |
| (7) 担保・保証の有無 | 担保又は保証は付されていません。 |
| (8) 資金使途 | 当社が引き受けた第1回普通社債(発行総額1億円、償還期日平成26年5月1日)の償還資金に充当しております。 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年5月9日

ラクオリア創薬株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 達治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。